

ほのぼのネット 通信



庄原市子育て世代包括支援センター（愛称：ほのぼのネット）は、安心して妊娠・出産・子育てができるように、さまざまな相談に応じ、必要な情報・サービスの提供を行います。このページで皆さんに子育てに関する情報をお伝えします。

「児童手当」 現況届の提出を忘れずに

児童手当は、児童を養育している人の生活を支援し、次世代の社会を担う児童の健全育成を目的に支給されます。

受給には、毎年現況届の提出が必要です。現在、児童手当を受けている人は、5月末にご自宅に郵送した「児童手当現況届」に必要な事項を記入の上、6月中旬に提出してください。この届けがない場合は、6月分以降、届けが提出されるまで手当は支給されませんのでご注意ください。

【制度内容】

支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の間にいる児童を養育している人。

支給期間

原則として申請の翌月分から15歳到達後の最初の3月分まで。

支給月額

◆ 3歳未満 1万5千円（一律）

◆ 3歳以上小学校修了前 1万円（第3子以降※ 1万5千円）

◆ 中学生 1万円（一律）

ただし、児童を養育している人の

所得が限度額以上の場合は、特例給付として児童1人当たり月額一律5千円を支給。（所得制限は表を参照）

※ 18歳以下の養育している子から第1子と数えます。（この場合の18歳とは当該年度の3月末までに満18歳となる子のことをいいます。）

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002万1千円
5人	812万円	1042万1千円

支給時期

原則、毎年2月、6月、10月に前4カ月分をまとめて支給します。
※ 公務員の人は、職場での手続きが必要です。

【申請窓口・問い合わせ】

児童福祉課児童福祉係

☎ 0824・73・11192

各支所地域振興室・市民生活室
（西城支所はしあわせ館）

応援します！あなたの子育て

ファミリー・サポート事業

ファミリー・サポート事業は、育児を応援したい人（提供会員）と育児を応援してほしい人（依頼会員）が、相互に関わり合って安心して子育てをするための、会員組織の相互支援活動（有償ボランティア）です。緊急時など必要に応じて子どもを預かります。（乳幼児から小学6年生までが対象です。）提供会員向けに講習会も実施しています。
子どもが好きな人、自分の空いている時間に支援活動をしたい人は、ぜひご連絡ください。

こんなときに活動します！

- ◆ 保育施設などへの送迎、保育開始前や終了後
- ◆ 学校・保育施設の休み中（土・日・祝日・長期休暇など）
- ◆ 病後の回復期で、保育施設などへの通所が困難なとき
- ◆ 保護者の入院や出張など、緊急時の一時預かりや宿泊支援
- ◆ 子どもの医療機関受診時に兄弟姉妹などの預かり

【申し込み・問い合わせ】

児童福祉課あんしん支援係

☎ 0824・73・0051

☆ほのぼのネット7月の予定☆

	とき	内容	ところ
出張相談	7月11日(土) 10時～12時	妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談	庄原ひだまり広場 西本町2-12-8 ☎0824-75-0222
講座	7月17日(金) 10時～12時	「教えて保育所入所」 保育所入所の手続きについて解説します。	

※どちらも申し込みは不要です。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期となる場合があります。

※詳しくは、庄原市子育て世代包括支援センター（ほのぼのネット）（☎0824-73-1214）へご連絡ください。

※5月号15ページ「ほのぼのネット通信」に記載していましたが「子育て推進委員」の名前に誤りがありました。お詫びして次のとおり訂正します。

（誤）川上 由里 ⇒ （正）川上 由理